

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和6年6月25日（火） 午後1時01分から
午後3時05分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、清田哲也、中野哲朗、後藤慎太郎、御手洗朋宏、成迫健児、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

堤栄三

5 出席した委員外議員の氏名

高橋肇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 島田忠、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第65号議案のうち本委員会関係部分、第70号議案及び第71号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
請願6については、採択とすべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第69号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情13について、質疑を行った。
- (4) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (5) こどもの生活実態調査について、日米共同訓練について及び令和5年度大分県病院事業会計決算の概要等について、執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年6月25日（火）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：15

(1) 諸般の報告

＜その他の報告＞

①令和5年度大分県病院事業会計決算の概要について

(2) その他

3 生活環境部関係

13：15～14：05

(1) 付託案件の審査

請 願 6 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書の提出
について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①太陽光パネルのリサイクル等を巡る状況

(3) 諸般の報告

①第4次大分県環境基本計画の策定について（素案）

②令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策の強化

③日米共同訓練について

(4) その他

4 福祉保健部関係

14：05～15：05

(1) 合い議案件の審査

第 69号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 65号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 70号議案 大分県国民健康保険条例の一部改正について

第 71号議案 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部
改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 13 生活保護の不正支給に関する第3者委員会の設置等に関する陳情

(4) 県内所管事務調査のまとめ

①肺炎球菌ワクチン接種と肺炎死亡の関連について

(5) 諸般の報告

- ①こどもの生活実態調査について
- (6) その他

5 協議事項

15 : 05 ~ 15 : 20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は都合により、堤委員が欠席しています。また、後藤委員が少し遅れています。

本日は、委員外議員として高橋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、請願1件及び付託外案件として陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

執行部から報告の申出があるので、これを許します。

井上病院局長 三浦委員長を始め委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

先月は御多忙中にもかかわらず、当院を御視察いただき、重ねて御礼を申し上げます。今後も県の基幹病院として、引き続き県民の信頼に応えられる病院となるよう努力します。

本日は、令和5年度の大分県病院事業会計決算がまとまったので、その概要について御報告します。よろしくお願います。

伊達総務経営課長 令和5年度大分県病院事業会計決算がまとまったので、その概要について御説明します。資料の2ページを御覧ください。

令和5年度決算については、現在県の監査委員による監査が行われており、詳しくは次の第3回定例会において決算議案として上程されます。

それでは、お手元の資料2ページに基づいて説明します。まず、資料左半分の令和5年度決算のポイントを御覧ください。

青色の網掛け部分の上段の純損益、これは最

終的な収支の判断となるわけですが、6億3,900万円の赤字決算となりました。

その下、病院事業の本業部分である医業収支は、医業収益については前年度と比べて僅かに増加したものの、人事院勧告による給与費の増加や物価高の影響等による医業費用の増加により12億400万円の赤字となりました。

次に資料右半分の収支の概要を御覧ください。収益と費用の主な増減について説明します。

まず、(1)の医業収益は前年度と比べて、4千万円の増となっていますが、これは主に入院収益の増によるものです。

入院収益は患者数が前年度に比べて若干増加したことに加え、高額な薬剤の使用が増えたことなどにより単価も上昇したことから、前年度と比べて1億2,200万円の増加となりました。

また、外来収益は入院収益と同様に高額な薬剤の使用が増えたことなどにより単価は上昇しましたが、患者数が減少したため、前年度と比べて7,600万円の減少となりました。

次に(2)の医業費用は前年度と比べて、7億700万円の増となっています。これは、人事院勧告による給与費の増加、物価高騰や賃上げによる材料費、経費の増加などによるものです。

次に(3)の医業外収益ですが、前年度と比べて7億2,600万円の減となっています。これは、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、コロナ感染症関連の補助金が、前年度よりも大幅に減額となったことによるものです。

最後に(4)の医業外費用ですが、前年度と比べて1億3,200万円の減となっています。これは主に雑損失の減によるもので、支払うべき消費税額が減少したことによるものです。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 患者数の減少がどういう要因として

捉えられているのかということと、コロナ前と令和3年度から令和4年度への減少の状況がもし分かれば教えてください。

井上病院局長 簡単に言うと、コロナの前、令和元年度は医業収支も黒字でした。令和2年度からコロナが始まったので、その間にどういうことが起こったかということ、コロナの対応に主力を置いて、普通の病床を少し削って、人員を削って、残りの病床でもなるべく一般医療も続けるという二本立てでいったわけですよ。そうすると、残り少ない病床で徹底的に回転率を上げざるを得なかった。つまり、非常に短期間に患者を回したということです。

一方、コロナの感染症は波状的に来るので、適正な病床の割当てがなかなかうまくいかないという病院のマネジメントの難しさがありました。

一方で患者の心理として、この3年くらいで非常に極端な病状でない限りは受診を控えるようになったと思われます。一番心配したのは、検診を余り受けなくなったことです。したがって、早期発見が減ったのでないかという心配もあったぐらいで、やはり患者のできるだけ早期に病院にかかろうという意欲が減ったのではないかというのが一つ。

それから、紹介していただく開業医も、県立病院は感染症などいろんなことをやっているの、症状の軽い患者はできるだけ紹介しない方がいいんじゃないかと考える傾向があったのではないかと見えています。

全国的に自治体病院の基幹病院は、軒並み患者数が減っています。やはり同じような傾向がどの地域でも起こったのではないかと見えています。昨年、コロナの5類への移行がありましたが、その後も患者の心理はすぐには戻らないため、粘り強く患者の獲得というか、受診を増やしていけるように今努力をしているところです。

於久県立病院事務局長 最終的な純損益の状況ですが、令和2年度にコロナが始まったときが3億9千万円の黒字です。令和3年度は10億8千万円の黒字、昨年度は6億8千万円の黒字となっています。これはコロナの空床確保料等

が8億円、9億円と入った時期もあったので、大きく黒字になっています。

その分が今年度減っているのですが、さきほども説明があったように、他の費用が増えているため今年度は赤字決算になっています。

戸高委員 令和4年度から令和5年度で約4,800人外来患者数が減っているが、令和3年度からの分はどのような状況か。

於久県立病院事務局長 患者数については、一般病床の利用率、入院についてはコロナ前の利用率が実は87%ありました。それから、令和2年度にコロナが始まると、それが79.3%まで落ち込んでいます。令和3年度は78.3%、令和4年度がさらに下がって76.7%です。令和5年度については少し回復をして78%になっています。

外来患者についても、コロナ前の令和元年度は延べ20万人を超えていたのですが、コロナの間は少し下がっていて、令和5年度は19万8千人で、外来は入院ほどは落ちていませんが、若干下がっている状況でした。

三浦委員長 ほかはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

高橋委員外議員 私、今でも県立病院にお世話になっているんですが、今支払に自動の支払機を3台備えてやっていますよね。7月から新札が入ることで、発券機も含めているようなお店などがやり変えが大変で、お金もかかって、なおかつ業者が回らないで、かなり遅れているという話ですが、県立病院はそこら辺どうなっていますか。

於久県立病院事務局長 議員御指摘のとおり、今3台自動支払機があるのですが、複数年のリース契約になっています。確かに、古い機械のため今のままだと新札対応はできません。今、少し機器の入替えをしているので、7月からは

全て新札対応に切り替わる予定です。

高橋委員外議員 あそこで待っている人がたくさんいるのを見えています。高齢の方もいるので、そこら辺で手間取ると大変かと思って心配になっていましたが、分かりました。ありがとうございます。

三浦委員長 ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 以上をもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

三浦委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

本日は都合により、堤委員が欠席しています。

また、本日は委員外議員として高橋議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。請願6 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書の提出について執行部の説明を求めます。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料1 ページを御覧ください。請願6 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書の提出について説明します。

請願の内容は、消費者行政の安定的な推進のために、恒久的な財源措置や新たな交付金の創設等を検討することや、国が進めるDX化に係る予算も国の責任で措置することなどを要請する意見書を国に対して提出するよう求めるものです。

消費者庁の設立にあわせて、地方消費者行政に係る国の交付金が平成20年に創設されるとともに、安定的に消費者行政を行うことができるよう、消費者行政に係る地方交付税措置が拡充されました。その後、地方の自主財源化に向け平成30年度に制度の見直しが行われ、現行の地方消費者行政強化交付金の補助率が定額から原則2分の1に引き下げられました。また、消費生活相談員の人件費等に充当できる推進事

業分には、見直し前の平成26年度に設定された活用期限が設けられたままとなっています。

これに伴い、本県及び市町村への交付額も、平成29年度に比べて令和5年度は約2,900万円の大幅な減少となっており、また令和9年度までに県内全市町村において推進事業分の交付金が終了することから、消費生活相談員の人件費や研修経費の確保に苦慮するなど、消費者行政の縮小が懸念されているところです。

県としても、消費者トラブルが多様化、複雑化及び深刻化する中、自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるよう、全国知事会等を通して長期的な財源支援等について要望しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 昨日、文教警察委員会に委員会外議員として参加したのですが、そこでも特殊詐欺等の被害が頻発していると報告を受けています。

今、新聞、地方紙でも毎日のように特殊詐欺被害が出ていることが報道されているので、消費者を守るためにも相談する場所、あるいは相談を受けてくれる人がいなくなると、これまで以上に被害が拡大するのではないかと懸念があります。県としても国に要望しているということなので、前向きに捉えていくべきという意見を持っています。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。

お諮りします。請願6については、採択すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、請願6については採択すべきものと決定しました。

ただいま、本委員会の発議をもって意見書を提出することに決定しました。事務局が案を配布します。

〔事務局が案を配布〕

三浦委員長 それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

三浦委員長 この案に、御意見はありませんか。

後藤委員 この意見書はいいと思うんです。ただ、さっき言えばよかったですけど、実は消費者被害とかトラブルで多いのが、FX詐欺とネットワークだと思うんですよね。

結局警察へ行っても、詐欺の立証は難しいから相談に乗ってくれない。多分若いと引っかからない。きちんと消費者教育とか、そういう詐欺が多いですよとちゃんと教えた方がいいと思っています。本当に多いですからね。僕はみんな金持っていると思うけど、知り合いが1人2千万円ずつ5人ぐらいやられていますからね。犯人は別府市にいたんですけど、もういなくなっていますよ。そういうのも結構多くて、すごくFX詐欺って引っかかりやすいみたいです。

だから、有名人の今問題になっている詐欺とか多分そうですよ。すごくもうかるような感じがするんですけど、絶対そんなことないんだと教えた方がいいとつくづく思いました。なので、どうせやるのであれば、警察と一緒に大分県の事例を調べて考えたらどうかと思います。とにかく詐欺の立証は難しいと思って、泣き寝入りする人が多分多いから。少額の詐欺とか、立証にお金も時間もかかるから損だと思ってやらない人が絶対僕は多いと思います。というのをちょっと感じたので。

三浦委員長 今回のこの請願、意見書ですけど、地方消費者行政に対する財政支援、交付金等の継続拡充という分野ですから、今の後藤委員の発言はとても重要で、消費者教育ですので、是非担当課から教育委員会に意見が出たことを伝えてほしいと思います。いかがでしょうか。

木内県民生活・男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。消費生活相談員が出前講座

等に出向いて、ライフステージに応じた研修等をやっているの、消費生活相談員が確保できれば、今おっしゃったようないろんな事例を確認して、今一番気を付けなければならない事例等を教育現場と連携してやっていきたいと思えます。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と言う者あり）

三浦委員長 是非連携を取ってやっていただきたいと思います。

このほか何か意見等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、6月28日の本会議に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは、そのようにします。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、去る5月15日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

島田生活環境部長 県内所管事務調査の説明に先立ち、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る5月15日から6月3日の計6日間にわたり、生活環境部の地方機関、また関係する企業、団体、大学等において現場の取組等を視察、調査いただきました。誠にありがとうございました。

当日は、様々な御意見、御指導をいただいたところです。こうした点は、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させていきたいと考えています。

本日は5月23日、宇佐市の共栄九州株式会社の調査の際にいただいた御意見等を踏まえて、太陽光パネルのリサイクル等を巡る状況について、担当課長から報告します。

北村循環社会推進課長 資料2ページを御覧ください。

県内所管事務調査では、委員の皆様から太陽光パネルのガラスについて、県内での処理状況、リサイクルの方針や太陽光パネルのリサイクルに関する研究、開発への支援について御質問等がありました。

県内所管事務調査での説明内容と重複する部

分もありますが、まず1県内の状況について説明します。

県内で太陽光パネルのリサイクルを行う場合、共栄九州株式会社が県内で唯一、ガラスと金属の分別処理が可能な企業です。

同社の取組状況についてですが、耐用年数を迎えた太陽光パネルはまだ少なく、現時点での処理枚数は多くありませんが、1日100枚弱処理可能な設備を有しています。分離した後のリサイクルの状況ですが、右の図にあるとおり、銅などの金属は県内のリサイクル業者で対応可能となっていますが、ガラスのみ路盤材やグラスウールの原料として県外のリサイクル業者に出荷しています。

今後はさらに、廃棄パネルのガラス素材をガラス製品等の原料へリサイクルする技術確立し、太陽光パネルの構成素材をすべて県内で処理できる体制づくりを目指しているとのこと。これが実現すると、県内の先駆的なビジネスモデルとなり、これから御説明するパネル大量排出への対応強化にもつながります。

2太陽光発電設備の排出ピークについてを御覧ください。経済産業省の推計値によると、2030年代半ば頃には、FIT制度（固定価格買取制度）の下、大量に設置された太陽光パネルが一斉に寿命を迎えるため、排出ピークが訪れると想定されています。

そのため3国の動きについてですが、排出ピークへの対応として、(1)再エネ発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会の中間とりまとめにおいて、ガラスの再資源化などを含む太陽光パネルの廃棄、リサイクルの仕組みづくりに向けた課題等が整理されました。その中では、例えばガラスの含有物質として何が、どの程度含まれているかという情報管理の必要性や、さらなるコスト低減に向けた技術開発が課題としてあげられています。

一方、先月公布された(2)再資源化事業高度化法において、高度な技術を活用したリサイクル事業者を国が認定する制度が創設されることとなりました。詳細については現在国が検討中ですが、例えば太陽光パネルの完全リサイク

ルに取り組む事業者等を認定し、その先進事例を全国へ波及することで、資源循環産業の発展を目指す動きもあります。

また、(3)研究開発への助成として、環境省では環境研究総合推進費として、資源循環などの環境課題の解決に向けた研究開発に対する支援措置も講じられています。

最後に4県の対応についてですが、太陽光パネルを巡る状況は現在大きく動いていることから、リサイクルの仕組みづくりや新たな認定制度など国の動向を注視しながら、県内における太陽光パネルのリサイクル等の体制・方針について検討を進めます。また、企業等のニーズを踏まえながら、研究開発等、先進的な取組も支援することにより、今後廃棄のピークを迎える太陽光パネルのリサイクル等を推進していきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 実際に視察して、大変いい取組をされていると思うのですが、懸念がいくつかあります。まず、2に示されているピークがこういうふうに来ると言われています。それまでにリサイクルできるところを増やすことが大事だと思いますが、ピークが終わると仕事がなくなる、せっかく作った施設の稼働が下がるのは、僕は難しい問題じゃないかなと思っています。

もう一点、きちんと皆さんがリサイクル処理をしてくれるといいのですが、不法投棄なり放置なり、そういう問題も既に生じているのではないかと思います。そういった点について何かあれば教えてください。

北村循環社会推進課長 全体としては、国でいろいろ検討を進めているところですが、まずピーク対策としては、共栄九州株式会社も取り組んでいます。リユースできるものはリユースをする。環境省は、FITで30年寿命が来て一遍に出てくるという予測をしていて、経済産業省はリユースした場合も勘案しているんですけど、やっぱり30年代半ばに一遍に出てくる予想なので、これをなるべく山を低くしようと

対応策も国は今検討しているところです。

不法投棄の話については、仕組みづくりもあわせて国が検討を進めています。リサイクルを義務付けるとか、新しい法案を検討するという新聞報道も先日ありました。まずは太陽光ガラスのリサイクルの仕組みをしっかりとつって、そこに排出されたものがしっかりと乗っていくようにしようということです。

三浦委員長 ほかは何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

田崎環境政策課長 第4次大分県環境基本計画について、環境審議会やおおいたうつくし作戦県民会議などでの議論を踏まえて素案を作成したので報告します。

計画の説明をするにあたり、4月の初常任委員会でも申し上げた、新たな県民運動の名称について報告します。県民に親しみを持ってもらうため、3月から5月にかけて公募を行ったところ、782点の応募がありました。そして、5月に開催した県民会議で了承を得てグリーンアップおおいたに決定しました。

資料3ページ、第4次大分県環境基本計画（素案）の概要を御覧ください。

左上の計画の性格・位置付けですが、本計画は、条例の規定に基づき、環境の保全に関する目標や施策の方向を定めたもので、県長期総合計画の部門計画です。また、別に策定している大分県環境教育等行動計画については、本計画と関連が深いことから、今般、政策の総合的な推進を図るため、一体策定としました。

続いてタイトルのすぐ下、目指すべき環境の将来像を恵み豊かで快適な環境先進県おおいたとし、基本目標ごとの施策を通じてこれまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境

保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展を促していく取組を新たな県民運動グリーンアップおおいたとして展開することにより、環境先進県おおいたの実現を目指していきます。

資料中ほどにあるように、基本目標として五つを掲げています。それぞれについて説明します。

世界的な問題である地球温暖化への取組が特に重要であることから、まず基本目標1に地球温暖化の緩和と気候変動への適応を位置付け、1 温室効果ガスの排出削減の推進では、高効率な設備機器等の導入やおおいたグリーン事業者の拡大を進めます。また2 吸収源対策の推進では、早生樹による再造林などを実施していきます。さらに3 気候変動適応策の推進では、頻発、激甚化する水害等への治水対策、熱中症の予防対策を実施します。

基本目標2は、環境対策を経済の発展につなげる取組が重要であることから、経済と環境の好循環を生み出すGXの推進とし、1 GXの挑戦による経済と環境の好循環の創出では、グリーン・コンビナート推進構想の実現に向けた取組を、2 大分県版水素サプライチェーンの構築では、水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を推進していきます。

基本目標3 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築では、昨年8月に行ったおおいたプラゴミゼロ宣言に基づく県民への普及啓発やプラスチック削減に取り組むおおいたグリーン事業者の拡大のほか、大気、水、土壌などの環境保全について、引き続き取り組んでいきます。

基本目標4 豊かな自然の保全と活用では、1 生物多様性の保全・回復の推進の自然共生地域の選定拡大などにより、多様な生態系の保全に取り組みます。また一番下の4では、ユネスコエコパークなどの地域資源を活用した地域づくりの推進、農山漁村ツーリズムを推進していきます。

最後に、基本目標5 環境を守り活かす担い手づくりの推進では、幼児向け環境劇など世代に応じた環境教育を進め、人材の育成を図るとともに、環境保全団体の新たな取組も後押しして

いきたいと考えています。

資料の右下、今後のスケジュールですが、本定例会終了後にパブリックコメントを実施し、大分県環境審議会に諮問し、答申をいただいた後、第3回定例会に計画案を提出する予定としています。

次に4ページ、環境指標一覧を御覧ください。

環境指標については、37項目を設定しました。新たな指標が15項目、目標値の見直しなどを行って設定した指標が22項目です。

新たな指標は太枠囲みしたものですが、例えば、3番のおおいたグリーン事業者認証制度登録件数、11番の県内の水素ステーション数、27番のおおいたの重要な自然共生地域の選定数などがあります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

清田副委員長 会派説明を受けたときも聞いたんですけど、決して意地悪で質疑するわけではないのですが、例えば基本目標1の指標4、早生樹による再造林面積とって目標値を定めています。正に循環型林業で、伐採したら再造林しましょうと農林水産部が旗頭でやっていますが、この早生樹による再造林面積の目標値を達成するために生活環境部として行うことは、例えばどういうことがあるのでしょうか。

田崎環境政策課長 環境基本計画は農林水産部、土木建築部、商工観光労働部も含めて、いろんなところが実施するものを、総力を挙げて一体となって環境の目標に向かって進むもので、早生樹による再造林面積を進めることで温暖化効果ガスの排出量を抑えていくという全体的な目標につながっていくものと思っています。

清田副委員長 では、イメージとしては各部局が行う施策の全部ではないが、それぞれが大分県のよい環境を守るところに目標がかぶっている、そういうイメージですね。（「はい」と言う者あり）分かりました。ありがとうございます。

中野委員 基本目標5の環境を守り活かす担い手づくりの推進ということで、これはいわゆる

人材育成の話かと思います。

県としてこういった人材育成をやるという考え方だと思うんですけども、一方で市町村がよりきめ細かくこういったものを事業化している部分もあろうかと思っています。そこら辺の県と市町村の連携の部分とすみ分けの部分について、もし考えていることがあれば教えていただきたい。

田崎環境政策課長 私どもは今、うつくし推進隊を二百数団体設置して任命しています。そういった活動において、やはり県だけではなく、市町村においても後押ししていただきたいということで連携を取っています。

戸高委員 環境教育を始めて結構長くなるんですが、この生活環境部が進める環境教育と、環境省、あと文部科学省というか学校側ですね。これはやっぱりずっと何か課題になっていたんですよね。推し進める部分が、環境を主体にやる、環境教育ですから本当は一体的にやらなきゃいけないんですけど、ここのきちんとした教育現場との連携が今どういう状況になっているのか、しっかり今後も連携して進めてほしいという思いで今言っています。

それと、阿蘇くじゅう国立公園の指標ですが、これはコロナ禍前は600万人ぐらいたのかなと。令和4年はまだそういう状況なので現在の基準年度の数字なのかなということ。

あと、一般廃棄物と産業廃棄物が今回新規で最終処分量で入っているんですが、これの積算根拠というか、どういう試算になっているのかなということ、3点。

田崎環境政策課長 環境教育について御質疑だと思いますが、この目標自体も環境政策課だけではなくて教育委員会と一緒にやってつくっている部分もあります。

また環境教育も、今回教育委員会からも真剣に取り組んでいきたいと発言もあったので、連携して取り組んでいきたいと思っています。

浜田自然保護推進室長 阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数ですが、令和2年度で300万人、令和3年度は少し落ちて230万人という実績です。

北村循環社会推進課長 一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の試算ですが、一般廃棄物については最終処分量6.5%という実績です。令和15年にはこれを5.6%にしたいという目標値にしています。

具体的な数字は、いろんな実態調査をして算出することになります。

産業廃棄物は、今の廃棄物の処理計画で令和7年度2%を目標にしているんですが、それをスタートに最終1.9%を目指して、いろんな施策で達成したいという目標にしています。

後藤委員 2年前に、この委員会で長野県に視察に行きました。長野県は、環境先進県になろうと取り組んでいたと思うんですが、こういうのは大人は何となく想像できると思うけど、子どもが大人になるまでに、どういうことをやってきたかがすごく大事だと思っています。今の時点で子どもたちにどういうことをお願いできるか、こういうのをしませんかと、大人から子どもたちをお願いするんだろうと。子どもたちも大人をお願いしたいことがいっぱいあると思うんですが、そういうのを子どもたちに分かりやすくするのが環境教育だと思っています。例えば、イギリスは家庭ごみを持ってきて、それを学校で分ける練習をするんです。そういうことをするとか、もう少し子どもたちの目線で環境教育を考えたら、大人になってから絶対それは意味があると思うんです。いかがですか。僕はずっとそういう感じがして。大人が議論しても、子どもたちは多分やっていないのが今の地球の状況だと思っているんですけど、どうでしょうか。

田崎環境政策課長 現在、児童向けの環境劇に取り組んでいて、幼稚園や保育園に環境の劇をする劇団に行ってもらっています。子どもたちは本当に喜んで、楽しみながらごみは分別しようねとか言っています。

もう一つは、少し大きくなると子ども探検団という授業をしています。これは小学生、中学生を対象に、いろんなNPOとか団体がプログラムを組んでやっています。

あとは環境アドバイザー、今79人いますけ

れども、そういう人たちが小学校や子ども会といった団体に行って環境教育をしています。こういったことも含めて、今以上に子どもたちの教育に力を入れていきたいと思っています。

後藤委員 僕も全然けち付けるつもりもないんですけど、ずっと同じことを市町村とかもしていて、代わり映えもしないし、同じような団体が同じような内容で、市町村が違うだけという話もよく聞きます。ちょっと事業の名前とか分かりませんが、何かそういう団体をつくってという話も聞くので。ごみが多いと思ったら海岸へ行ってごみを拾ったりすればいいしね。

とにかく子どもたちが実体験として、本当にごみが多いことを感じるのがいいと思っていて、コンポスターもはやったけど、僕は大事だと思うんですが、なかなかする人いないじゃないですか。だから、ああいうのだったら簡単にできるんだよと思っています。

要は子どもたちが分かりやすいものを今からできたらいいのではないかと、いつもずっと見ながら思っています。

というのも、僕がいつも言う蜂の問題とかもそうなんです。あれって誰もできないから、環境にいくら大切だと言われてもできない、養蜂組合なんかも反対しますからね、学校で教えようと思ったら。中にはそういう人もいますよ。

だから、誰のための環境教育だといつも思っているんで、そういうのを一回本当に皆さんに考えてもらいたいと思っています。何かそういういろんな人の意見を聞いてみるといい感じでしたものですから、またひとつよろしくお願ひします。

三浦委員長 ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、次に②について報告をお願いします。

新田防災対策企画課長 資料の5ページを御覧ください。令和6年能登半島地震を踏まえた防

災対策の強化について説明します。

能登半島地震での活動の教訓を本県の取組にいかすため、現地で支援活動等を行った団体や有識者などから提言等の聞き取りを行い、国の検証結果も踏まえつつ、防災対策の強化を図ります。

最初に左側の国の動きですが、(1)能登半島地震における災害応急対策の検証結果として、先日自主点検レポートが公表されました。①被災地の情報収集及び進入方策や②避難所運営など五つの分野で整理が行われたところです。

また(2)中央防災会議の開催についてです。今月下旬に開催予定であり、国の防災基本計画について、最近の施策の進展等を踏まえた修正に加え、能登半島地震の検証内容が追加される予定です。

続いて、右側が国の動きを踏まえた県の対応です。(1)見直し作業とスケジュールについてですが、8月まで提言等の聞き取り作業や対策の検討を行い、9月2日に予定している防災会議で見直しの方針を報告するとともに、見直せるものから順に防災計画に反映させます。その後、年度後半に部門計画であるアクションプランの改定作業を行う予定です。

(2)提言等の聞き取りですが、大分県社会福祉協議会や日本赤十字社、コープおおいた、NPOなど、現地活動を行った団体等との意見交換や大学教授等で構成する有識者会議にて意見聴取を行うほか、能登町職員との意見交換などを行いながら、提言等の聞き取りをします。

次に(3)大分県地震・津波防災アクションプランの改定についてですが、今年度末に計画期間が終了することから、今回の見直しの方針も踏まえ、具体的対策を盛り込むなど改定作業を進めます。令和7年3月に新プランを公表する予定です。

なお、この見直しの方針案並びにこの方針を反映した地域防災計画の改正については9月、アクションプランの素案については12月に常任委員会において報告する予定です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、

御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、次に③について報告をお願いします。

渡部危機管理室長 資料6ページを御覧ください。日米共同訓練について報告します。

今月21日に防衛省と陸上自衛隊が、アメリカ海兵隊との共同訓練を実施する旨の発表がありました。

訓練期間は、本年7月28日から8月7日までの11日間で、山口県、熊本県、佐賀県、沖縄県とともに本県で実施されます。県内では日出生台演習場が使用されることとなっています。

本県での実施は、昭和62年に第1回が開催されて以来、今回で9回目となる予定です。

訓練は、日本側から陸上自衛隊が約3千名、米軍約1千名が参加する予定で、オスプレイなどの航空機も使用されるということです。参加人員及び使用機材とも昨年10月に実施されたものとほぼ同程度の内容と説明を受けています。

県では、日出生台演習場での訓練の実施が発表されると同時に、共同訓練の実施にあたり地域住民の不安解消と安全確保のため、早期かつ適切な情報開示と航空機飛行の安全確保を始めとする安全管理の徹底について、万全の措置を講じることを求める知事のコメントを発表しています。加えて6月27日に、九州防衛局長に対して尾野副知事が直接要請することとしています。

今後、防災局内に日米共同訓練等対策班を設置し、県警や関係市町と連携して、地元住民を始めとした県民の安全安心の確保に万全を期していきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 昨年に引き続きなので、ちょっと頻度が高い。最初は昭和何年からとかいう話だったのですが。国のことなので難しいかもしれ

ませんが、県としてはどういうことをしているのか。

あと、やっぱりオスプレイですね。前回は使われた認識ですが、事故が非常に多い。地域住民以外も含めてどこを飛ぶのが事前に分かるのか。日出生台演習場の中だけでやるわけではなくて、いろんなところから飛んでくると思うのですが、その辺について教えていただければ。

渡部危機管理室長 まず訓練の頻度ですが、確かにおっしゃるとおり、昭和62年に第1回が開催されて以来、近年は遡ると令和5年10月、その前が令和5年2月、その前が平成30年12月となっていて、間隔が短くなっています。

これについては、国の決定、国の専管事項ですが、昨今の世界情勢を踏まえた対応ではなからうかと考えています。

続いてオスプレイについては、現時点でどのルートを飛ぶという情報は入っていませんが、もちろんこれまでの事故等を踏まえて県民が一番不安視しているところかと思うので、我々としても情報収集には努めていきたいと考えています。

御手洗委員 いろんな状況があることは十分認識していますが、実際に受け入れる地元側は、万が一のことが絶対起きてはいけないので、県も市町村も体制を組むと思います。そういったことに関して人員を割いて対応する中で費用が必要になってきますが、国から何らかの措置があるという認識でいいですか。

渡部危機管理室長 県に対して予算措置はありません。

御手洗委員 では、例えば日出生台演習場のところを、役場の人が見回りをしていると思うんですけど、そういうのは全部地元負担でやったということでもいいですか。

渡部危機管理室長 はい、そのとおりです。県も防災局のみならず振興局の職員等も協力いただきながら地域の巡回をしています。

御手洗委員 そういうことに対して何らかの予算的な措置を講じてくれないかと要求することは、県は特にしないということですか。

渡部危機管理室長 現時点で予算要求ではない

んですけれども、県としては当然に県民の安全安心を守る使命があるので、これに向けて、限られた人員ではありますが、そこに努めていきます。

三浦委員長 ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 私から1点。日出生台で日米訓練、昨年もやっていますけれども、同規模と言いながらも過去最大規模のようです。また今の御手洗委員や知事の定例会見でもあったように、是非地元住民の不安解消と安全確保のため早期に適切な情報開示と航空機飛行の安全の徹底について万全の措置を講じるよう、是非委員会としても要請、要望したいと思います。

委員外議員は、御質疑等はありませんか。

高橋委員外議員 県としては、やはり先ほどからあるように県民の安心安全、不安の払拭が重要な課題だと思います。この件に関して、関連する市町、それから今かなり少なくなりましたが日出生台で生活を営んでいる住民がいるんですけれども、そういう方々の要望とか不安を聞き取る予定はあるんですか。

渡部危機管理室長 現時点の状況で申しますと、玖珠町が地元説明会に向けて九州防衛局と調整していると聞いています。

あと、まだ県には具体的な話はありませんが、例年市民団体から要望、要請を受けているので、今後もそういったものがあれば受け取ってきたいと考えています。

高橋委員外議員 やっぱり県としてできることは、さきほど言ったように、そこに住んでいる方々の生活を最大限守ることだと思うので、そういう機会をなるべく増やすこと、それから情報をたくさん収集して、それを地元の人にきちっと公開することを是非、いろいろ制限はあると思いますが、努力していただきたいと思います。お願いします。

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

三浦委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は都合により、堤委員が欠席しています。

また、本日は委員外議員として高橋議員に出席いただいています。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

荒金業務室長 2ページを御覧ください。第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について御説明します。

条例の概要ですが、今回改正する条例は地方自治法の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めた事務処理の特例に関する条例及び事務の手数料の金額とその徴収等に関し必要な事項を定めた使用料及び手数料条例です。

法改正の概要にあるように、現行の大麻取締法を大麻草の栽培の規制に関する法律に名称を改め、栽培の規制に特化した規定とされたため所要の改正を行うものです。

次に条例改正の内容ですが、引用法律名の変更や条ずれ等が生じていることから、関係規定を整備するものです。

施行期日は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律令和5年法律第84号の施行日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第65号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 第65号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）について御説明します。3ページを御覧ください。

今回の補正は、国の交付金の採択を受け、全国に先駆けて実施する要介護認定業務のデジタル化などに伴い、必要な予算を計上しています。補正予算額は表の左、区分の中段、補正予算第1号（6月補正）欄の福祉保健部部計①にある1億7,181万4千円です。

既決予算にこれらを加えた現計予算額は、②の1,120億8,204万5千円となります。

事業の概要については、改めて担当課長から説明しますので、御審査のほどよろしく願います。

渡邊高齢者福祉課長 4ページを御覧ください。番号1要介護認定業務等デジタル化推進事業費補正予算額1億7,181万4千円です。

この事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けて、要介護認定に関する業務等のデジタル化を進めるものです。

5ページを御覧ください。上段の事業1要介護認定に関する自治体業務のデジタル化については、介護を必要とする方に1日も早く適切な介護サービスを提供できるよう、事務が繁雑で日数がかかる要介護認定業務を完全デジタル化するモデル事業に、大分市、別府市と共同で取り組みます。

次に、事業2 予防プランの策定等に関する業務のデジタル化については、令和2年度からオムロン株式会社と連携し取り組んできたICTシステムの構築について、これまで数多く蓄積された県内外の事例からAIの活用により、迅速に最適なケアプランの提案を可能とし、より効果的、効率的な介護予防サービスの提供を進めます。

本モデル事業を着実に実行し、速やかに県内市町村に横展開を図ることで、県民の利便性向上につなげていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

中野委員 今説明いただいて事業の概要は分かったのですが、予算額で質疑したいと思います。

この事業は、大きく二つですね、要介護認定に関する自治体業務のデジタル化と、予防プランの策定等に関する業務のデジタル化という二本立てですけれども、ちょっと目線を変えて予算書から見ると、委託費7,852万円、あと負担金とか交付金は9,281万4千円とあるのですが、この積算を教えてください。

渡邊高齢者福祉課長 委託料については、今回主に予防プランのAIシステムの実証フィールド等を竹田市、津久見市、豊後大野市、豊後高田市、杵築市の5市で行う上で事業者へ委託料が発生するので、その関係が主なものです。

それから負担金については、今回大分市、別府市と共同で実施するので、そうした費用に関して県の負担が発生するものが主なものとなっています。

中野委員 今、竹田市、津久見市等5市をモデルとして取り組むとありましたが、この前一般質問と質疑において知事と福祉保健部長から横展開という言葉があったかと思います。そのスケジュール等をお示してください。

渡邊高齢者福祉課長 こちらの予防プランについては、さきほど言った5市と共同で行います。

今回、補正予算が成立したら、速やかに所定の契約を行い、この5市で実際に本部の株式会社と連携してつくったシステムを現場で試しな

がら、最終的には実装します。本年度末、2月、3月に運用を開始したいと思っています。その上で来年度、県内のほかの市町村に横展開を図っていきたいと思っています。

工藤福祉保健部長 今年度の予算は国庫で、国のデジタル田園都市国家構想交付金を使っていますが、この交付金は実は令和5年度の国の経済対策で付けた補正予算を繰り越して今年度で使うことで、もう年度の2年目に入っています。

国の交付金をもう一年繰り越すことが制度上できないので、結果を出して実装するところまで行くのが今年度の事業です。なので、事業1であれば大分市、別府市、それから事業2は5市、ここと使えるところまで今年度行きますけれども、そこから先のほかの市町村への横展開については、新年度以降にはほかの市町村の取組の中で広げていければと思っています。

ただ、国の交付金は今年度限りになりますから、令和7年度以降は県と、それから広げていこうとする市町村の財源で進めていくことに恐らくなるとしています。その中で各市町村が成果を見て、少しお金をかけてでもやるべきだという判断にたどり着くように、今回の2市と5市の結果をつなげていきたい。早くうちもやりたいと思うようなシステムにしていきたいと考えています。

中野委員 今聞きたかったところは正にそこだったんですが、部長の今のお話からすると、令和7年度以降、県と市町村の事業という話になるのですが、県としては全市町村に広げていきたい考えを持ちつつも、ちょっとこの前、子ども医療費の件が18市町村のうち日田市だけ入っていないこともあったので、できればそういうことがないように地元選出の議員としては思うんですけども、ちょっと心配だったので確認をしました。

工藤福祉保健部長 市町村の負担も伴います。

三浦委員長 ほかは何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第70号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

原尻国保医療課長 6ページを御覧ください。第70号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は国民健康保険法等に基づき、協議会の設置や市町村から県に納付する事業費納付金の算定方法などを定めたものです。

2の制度・法改正の内容ですが、医療の必要性が高まる世代が退職後に会社の健康保険等から国民健康保険に移ることによる過度な負担増防止のため、保険者間の財政調整の仕組みであった退職者医療制度が、平成20年度の前期高齢者医療制度の創設により廃止され、平成26年度の退職被保険者が65歳に到達するまで経過措置が設けられていました。しかし近年、対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっていることから、この経過措置も国の法令改正により、令和5年度末で終了となったところ です。

これにより、読替規定が削除されたことから、3の条例改正の内容にあるとおり、当該規定を引用している条例の附則を削除するものです。

4の施行日は、公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 この条例の一部改正についてはよく分かりました。

この平成30年から都道府県の保険者になったことで、県の役割もすごく大きくなっているんですけど、今ずっと課題になっていた保険料の水準の平準化です。これについての加速化プ

ランというのが出ているので、この今の状況をちょっと教えていただければ。

もう一つが、保険者の努力支援制度がありますよね。これはまだ続いているんですかね。どういう評価を大分県が得ている、どういう財政支援を受けているのかを、国庫全体のことで申し訳ないんですけど、教えていただければ。

原尻国保医療課長 保険料の平準化については、昨年度、知事と市町村長の合意で達成年度が明らかになりましたが、まずは医療費水準の統一で、基本的には医療費の高いところは保険料が高くなります。ただ、県内市町村の統一を図るために、その医療費水準を今年度から4年間かけて0.25ずつ下げていって評価の平準化を図るというのを令和9年度までに達成することになります。

さらにはその次に、県内の同じ所得で同じ家族構成であれば同じ保険料というところの達成が令和11年度で、達成に向けて各事務内容等の標準化も含めて、今市町村の担当課と詰めていっています。

次に評価制度についてですが、収納率、医療費適正化、保健事業など細かな項目が評価制度であります。市町村と、また県にもその評価制度があつて、それに応じて国庫支出金をいただけるのですが、大分県は総じて評価結果は高く、皆さん前向きに取り組んでいます。

最終的には医療費適正化で健全な国民健康保険運営をやっていくことになるので、それぞれ皆さん統一的にその評価を、高いところを目指して頑張らせていただいています。

総額については1千億円だったかと思うんですけども、すみません。すぐその総額が出てこないんですが、それを皆さんで評価の点数に応じて按分されてお金がいただけるということです。

戸高委員 ああ、そういうこと。全体の総額ということ。（「そうです」と言う者あり）分かりました。一人当たりの単価か何かが出ていましたよね、県の分と市町村の分と。（「そうですね」と言う者あり）それが非常に大分県は高い。

原尻国保医療課長 大分県は高いですね。もう1桁台のところにあります。（「いいです」と言う者あり）

工藤福祉保健部長 今の国民健康保険の水準の統一ですけど、各県情勢をちょっと申し上げると、今年度もう既に4月から全国では大阪府と奈良県、二つの県が統一を完了しておりトップランナーです。その次、ちょっと4年ほど開きますが、令和11年度に本県ということです。この間に統一を図れるところがもうないので、うちは全国で3番目になろうかと思えます。なので、今言ったその努力応分の評価をいただく位置付けとしては大分県はかなり上なので、そこはしっかり取っていきたいと思っていますし、市町村も統一を図るところで、下がる所はいいけど、上がる所は非常に不安があるので、国から評価の交付金をいただければ、そういう頑張った市町村には還元していきたいと思っています。

三浦委員長 委員の皆様、ほかにありますか。
〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

鈴木こども未来課長 7ページを御覧ください。第71号議案大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について説明します。

1の条例の概要ですが、保育所や認定こども園について、施設の設備基準、職員の配置基準、職員資格要件などを定めたもので、対象は中段右の表の下部にある適用条例欄に記載の三つの

条例です。

2の関係法令の改正にあるとおり、保育所や認定こども園等における3、4、5歳児の職員配置基準を改善するため、関係法令の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。なお4、5歳児については制度発足以来75年ぶりの改善となります。

3の改正の内容ですが、右の表にあるとおり、3歳児において職員1人につき20人以下から15人以下へ、4、5歳児においても30人以下から25人以下へ改正します。また、所管省庁が厚生労働省からこども家庭庁へ変更されたことに伴う所要の改正も行います。

最後に4の施行日は、公布の日としています。なお、法令で職員配置基準について、改正後の基準に従って職員の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間改正前の基準が効力を有する経過措置を定めていますので、同様の措置を設けます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

高橋委員外議員 説明会のときにもあったと思うんですけど、見直しが図られたことで前進かと思うんですが、あらゆる職種が人員不足の中で、改正はされたけれども、なかなか人が配置できない。当分の間は前のままでいいと言うけれども、県としては当分の間がどのくらいの期間を想定しているのか。

鈴木こども未来課長 さきほど少し申し上げたのですが、国からの通知に基づいて経過措置を設けたところです。

まずは、今回の保育所の改正基準の改善ですが、保育士等の充足に向けて、今週の日曜日に就職フェアを開催しますし、福岡県の養成校への積極的な働きかけ等によって、保育士の確保に全力で取り組みたいと考えています。

それとともに、令和7年度以降の1歳児の配

置基準改善、こども園等の保育士等の充足状況、また誰でも保育に関しては市町村が今ニーズ把握をしているので、そのニーズ把握状況等も見極めながら判断するものだと思っています。

工藤福祉保健部長 充足状況を補足すると、先日、岡野議員の一般質問で答弁しましたが、5月に県内全部の保育園、こども園を調査して充足状況を見ました。実は全部の施設の9割は新しい基準に沿って配置が終わっています。残り1割がトータルで90人ぐらい不足があったので、一定数はまだ不足があります。ちょうど岡野議員の通告もいただいたので、先週末にもう一度直近調査をかけたところ、かなり採用行動が進んでおり、今現在県内では37人の不足まで下がってきています。私も意外だったんですけど、配置が結構進んでいます。

なので、もともと4月にどんと採用したわけではなくて、国の基準が厳しかったときも既に現場では今回の新しい基準並みの配置が実は先行してできていたと思っています。配置していた職員の基準が今回追い付いてきて、そして新しい人を雇わずに交付金が増えるという園が多かったのではないかと考えているので、ちょっと安心したところですが、今後しっかりと確保はしていきたいと思っています。

三浦委員長 ほかに質疑もないようなので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に付託外案件の審査に入ります。議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

川邊保護・監査指導室長 8ページを御覧ください。陳情13生活保護の不正支給に関する第三者委員会の設置等に関する陳情について御説明します。

この陳情では、一段落目は提出者の知人Aが豊後高田市において暴力団を利用して市から生

活保護を受け、義務である就労指導や検診命令等も受けていないなど不正支給の可能性あることを指摘しており、また、二段落目は生活保護行政において暴力団を利用する者が優遇されているという生活保護法施行上の不正の解明を求めているものです。

項目1は、豊後高田市の保護費不正支給に関し第三者委員会の設置を求めるものですが、そもそも県には、保護の実施主体である市の業務について第三者委員会を設置し調査する権限はありません。

項目2は、暴力団関係者と障がい者との差別的指導の是正を求めるものですが、県では毎年度、市に対し監査を実施しており、昨年度の豊後高田市への監査では、暴力団と親交の可能性のある被保護者は確認できていません。また、指導指示は要保護者の能力、健康状態、世帯の状況に応じて行うよう市を指導しており、差別的な取扱いはないと認識しています。

なお、本文2行目の当室への通報に対する対応については、知人Aに対する保護の実施責任が県にはなく、A個人の状況を把握していないため、生活保護法に定められた一般的対応を答えたに過ぎず、働いているため就労指導、検診命令は不要と答えた事実はありません。

三浦委員長 この陳情について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、去る5月15日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

工藤福祉保健部長 すみません。さきほど高橋議員に対する回答で、不足数を訂正させていただきます。

5月に実施したアンケートで、50施設91人の不足がありました。この数字は正しいですが、直近で調査した時には37人と言いました

が、37施設で53人未配置となっていました。縮小してきていますが、まだ五十数人の不足がある状況です。失礼しました。訂正します。

県内所管事務調査ですが、委員の皆様には5月15日から6月3日にかけて、計6日間にわたり福祉保健部所管の県地方機関6保健所、3保健部、その他こころとからだの相談支援センター等3機関の計12機関、また福祉施設等5施設を調査いただき、貴重な御意見、御指導をいただきました。誠にありがとうございました。

ちょうど本日の大分合同新聞朝刊の「ひと」の欄に、最終日に訪問いただいた別府市の乳幼児総合支援センター栄光園の安西施設長の記事が出ていました。良い施設ができたと思っていたので、早速御視察いただきありがとうございます。里親支援も含めて中核となる施設でしっかりとやっていきたいと思えます。

調査の中でいただいた御意見や福祉施設等現場の方々のお話もよく伺いながら、県民が健やかに、そして安心して暮らせるよう、福祉保健部一丸となって取り組みます。今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、調査の中で御質問をいただいた肺炎球菌ワクチンと肺炎死亡の関連について、担当課長から説明します。

池邊健康政策・感染症対策課長 9ページを御覧ください。肺炎球菌ワクチン接種と肺炎死亡の関連について説明します。

まず1肺炎球菌ワクチンとはですが、このワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐものです。現在定期接種は、主に小児や高齢者などが対象となっています。

次に2の県内の65歳以上の定期接種者数ですが、定期接種化された平成26年10月から令和4年までで、約20万人が定期接種を受けています。

次に3の県内の肺炎での死亡者数についてです。死亡者数は減少傾向にあります。その要因は、死亡診断書における原死因の選択ルール of 明確化や新型コロナウイルス感染症の流行など多様な要因が考えられます。

左下4の県内の侵襲性肺炎球菌感染症の年代別届出割合とまとめについてです。

この感染症は、髄膜炎や敗血症など重い症状を引き起こすもので、本県では10歳未満の小児が約3割、65歳以上の高齢者が約4割を占めています。

ワクチン接種と肺炎死亡者数の減少とを明確に関連付けるデータはありませんが、厚生労働省の報告では、成人の侵襲性肺炎球菌感染症に対するワクチン予防効果は4割程度とされています。小児についても、一部自治体で重篤な肺炎球菌感染症が、定期接種開始前と比較して8割程度減少していると報告されています。これらの報告からも、ワクチンの有効性は証明されており、接種は非常に重要であることから、今後も市町村と連携し接種を推進します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。①について報告をお願いします。

三重野こども・家庭支援課長 10ページを御覧ください。

今月から学校を通じて実施しているこどもの生活実態調査等について説明します。

1 調査の目的と内容を御覧ください。現在、こどもに関わる二つの調査を同時実施しています。①こどもの生活実態調査は、こどもの生活、学習習慣や自己肯定感などに関する調査を5年ぶりに行うものです。②ヤングケアラー実態調査は、こどもによる家族の世話や困りごとを把握するもので、3年ぶりに行うものです。

2 調査の概要を御覧ください。(1) 調査対象ですが、①こどもの生活実態については、小学5年生と中学2年生の児童とその保護者で合

わせて約4万人、②ヤングケアラーについては、県内の小学5年生から高校3年生まで8学年の全児童生徒、約7万8千人です。

(2) 調査期間は夏休み前までの間とし、(3) 調査方法として児童生徒は学校が配布しているタブレットを、保護者は自身のスマホ等を活用してWeb上で行い、無記名で回答していただきます。(4) 実施場所については、児童生徒は学校でのホームルームなどの時間を利用し、保護者は自宅での回答となるため、学校での調査票の配布や回収、回答の集計作業はなく、教職員に負担がかからないよう配慮しています。

3 調査のポイントにあるとおり、福祉部門と教育部門が共管で実施し、二つの調査を同時に行うことで、設問数を削減して、可能な限り選択式の回答を増やすなど児童生徒及び保護者の負担軽減の工夫を凝らしました。

回答は家庭に関する機微な情報であるため、その取扱いに十分留意した上で、速やかに結果を取りまとめ今後の施策に活用することとします。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか

御手洗委員 小学5年生、中学2年生の県の学力テストのときに一緒にやることでよかったですかね。

三重野こども・家庭支援課長 その調査とは別に、この二つの調査を単独で行うようにしています。

御手洗委員 となると、小学5年生と中学2年生を選んだ理由は何かありますか。

三重野こども・家庭支援課長 こどもの生活実態調査は今年3回目になります。これはもともと国で子どもの貧困対策で始まった調査です。そのとき国の調査対象が小学5年と中学2年でしたので、今回3回目の調査も継続してこの両学年に限定して行っています。(「分かりました」と言う者あり)

後藤委員 児童生徒向けと保護者向け、これはどんなことを聞くのかを知りたいので、紙をもらえませんか。どういうことを聞くか。

三重野こども・家庭支援課長 それでは、設問の一覧を後ほど届けたいと思います。(「よろしくお願いします」と言う者あり)

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

戸高委員 すみません、一つだけ。感染性の胃腸炎で、おとといもありましたけど、現状大分県はどういう状況か。定点当たり15で、かなり高い数字になっている。

池邊健康政策・感染症対策課長 感染性胃腸炎の動向ですが、例年冬に増えて、冬は10とか15とか20近くなることがあって、この時期は比較的10を下回る。大分県は比較的ずっと高めなんですけど、10前後若しくは10を下回って推移します。季節性があるものですが、今年は春、5月ぐらいから増え始めていて、今15ぐらいです。普通は3月の冬の時期しか出さないんですけども、季節外れの流行で6月の頭に食品・生活衛生課と相談してノロウイルス食中毒注意報を6月いっぱい出してもらっています。

感染症の状況を見てみると、比較的小さい子どもにちょっとした流行があるように感じています。手指消毒が効かないタイプのウイルスが多いので、手指消毒だけではなくて手洗いをしっかりしてくださいと言っています。

感染性胃腸炎だけではなく、新型コロナウイルス感染症流行の3年間で、いろいろな感染症がなかった影響で、この何年間か今までの季節の流行と少し違う動きをしています。そういったことも含めて、報道機関も興味を持ってくれるので、報道機関を通じて丁寧に注意喚起をしています。(「分かりました」と言う者あり)

三浦委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ないので、ちょっと早いので私か

ら1点。

新型コロナウイルスが感染症法上5類に移行して1年が経過したわけです。また、20年ぶりに県の新リーダー、佐藤知事が誕生して1年2か月が経過をしようとしている中、長期総合計画の改定に向けてもう最終盤、定例会最終日には素案を我々に示していただく段取りとなっているかと思えます。

我々議員としても、指標目標、数値に目が行きがちですが、福祉保健部としてその数値の先にはその数値と同じだけの県民の皆さんの顔があるわけです。いみじくもさきほど部長から県民の安心安全、健やかにとという部分が正にそういったことだろうと思えます。

計画を策定して事業を遂行していくことはもちろんですが、その数値目標だけでなく、そういった温かい施策の実行を是非お願いしたいと要望します。

工藤福祉保健部長 ありがとうございます。また後日、説明の場を会派ごとに設けます。

いろいろ意見をいただく中で、数値の項目が多過ぎないかという声もいただいたり、もっと数値を増やせとかいろいろ御意見がある中で固まろうとしています。当然そこに盛り込み切れていない数値も山ほどあります。

また前の計画もそうでしたが、10年間で世の中がかなり変わります。コロナなんて予想もしていなかったことも、10年間あれば起こります。その都度、あのとき決めたからではなくて、新しい要素を適宜織り込み、これはもう無理だろうというものには早めに御相談して旗を下ろすことも適宜しながら10年間進めていきたいと思っています。

金科玉条のようにはしたくないですが、ある程度こだわって進めていきたいと思っていますし、新しい数値を適宜盛り込んで、単年度予算でしっかりと出していくことも、これまでどおりしていく必要があるかと思っています。どうぞよろしくお願いします。

三浦委員長 部長、ありがとうございました。以上をもって福祉保健部関係を終わります。執行部の皆さんはお疲れ様でした。

委員の皆様は内部協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

三浦委員長 これより内部協議を行います。

まず閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。お手元に配布のとおり各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

三浦委員長 何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 では、このように決定します。今後変更等が生じた場合は、委員長に御一任いただきたいと思えます。欠席や別行動となる場合は、事前に事務局へ各自御連絡ください。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。